

MBOや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に係る「有価証券上場
 規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	6

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次 第1編 (略) 第2編 株券 第1章～第3章 (略) 第4章 上場管理 第1節～第3節 (略) 第4節 企業行動規範 第1款 (略) 第2款 望まれる事項 (第449条—<u>第457条</u>) 第5章～第7章 (略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 親会社等 親会社、その他の関係会社<u>(財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。)</u>又はその親会社をいう。 (5)～(19) (略) (20) 株主基準日 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。 (21)～(90) (略) (会社情報の開示) 第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合 a～f (略) g 支配株主又はその他の関係会社の異動 h～a a (略)	目次 第1編 (略) 第2編 株券 第1章～第3章 (略) 第4章 上場管理 第1節～第3節 (略) 第4節 企業行動規範 第1款 (略) 第2款 望まれる事項 (第449条—<u>第458条</u>) 第5章～第7章 (略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 親会社等 親会社、<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社又はその親会社をいう。 (5)～(19) (略) (20) 株主基準日 有価証券報告書に記載される大株主の状況<u>の状況</u>に係る基準日をいう。 (21)～(90) (略) (会社情報の開示) 第402条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。)は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。 (1) (略) (2) 次のaからa aまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合 a～f (略) g 支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社の異動 h～a a (略)

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからvまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～t (略)

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v (略)

(2)・(3) (略)

(支配株主等に関する事項の開示)

第412条 支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2・3 (略)

(IR体制の整備)

第439条の2 上場会社は、株主及び投資者との関係構築に向けて必要な情報提供を行うための体制を整備するものとする。

(MBOに係る遵守事項)

第444条 上場会社は、次の各号に掲げる事項（当該事項又は第1号若しくは第2号に掲げる事項の実施後に予

(子会社等の情報の開示)

第403条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては施行規則で定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからvまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a～t (略)

u 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

v (略)

(2)・(3) (略)

(支配株主等に関する事項の開示)

第412条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、施行規則で定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(MBOの開示に係る遵守事項)

第444条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の

定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券が上場廃止となる見込みがあるものに限る。)
のいずれかが行われる場合には、当該各号に掲げる事項が当該上場会社の一般株主にとって公正なものであることに關し、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者で構成される特別委員会による意見を記載した書面の入手を行わなければならない。ただし、当該事項の緊急性が極めて高いものとして当取引所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める者による意見を記載した書面の入手を行うことで足りるものとする。

(1) 公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）

(2) 公開買付者が支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者である公開買付け

(3) 第402条第1号h、j、k、aq又はarに掲げる事項（支配株主、その他の関係会社その他施行規則で定める者（当該事項と一連の行為として行われる公開買付けによって、新たにこれらの者になった者を除く。）が関連するものに限る。）

2 上場会社は、前項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する第402条第1号aaに定める意見の公表若しくは株主に対する表示又は同項第3号に掲げる事項（当該公開買付け、当該事項又は当該公開買付けの実施後に予定している一連の行為により当該上場会社が発行者である株券が上場廃止となる見込みがあるものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合には、必要かつ十分な適時開示を行うとともに、当該適時開示に前項の意見を記載した書面を添付するものとする。

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第445条 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合（前条第1項本文に規定する場合を除く。）には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに關し、当該支配株主からの独立性を有する者による意見の入手

役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）に關して、第402条第1号aaに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行わなければならない。

（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）

第445条 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに關し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、e、h（上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合に限る。）、jからoまで、qからuまで、yからa aまで又はa qからa uまでに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) （略）

2 （略）

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。
- 2 改正後の第444条及び第445条規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第444条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けに関する第402条第1号a aに定める意見の公表若しくは株主に対する表示、同項第3号に掲げる事項又は第445条第1項各号に規定する事項を行うことについての決定をする場合から適用する。ただし、施行日より前に第444条第1項第1号又は第2号に掲げる公開買付けに関する第402条第1号a aに定める意見の公表又は株主に対する表示を行うことについての決定をしている場合であって、施行日以後に当該公開買付けと一連の行為として同項第3号に掲げる事項を行うことについての決定をするときは、なお従前の例による。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第402条第1号a（第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。）、e、jからoまで、qからuまで、yからa aまで又はa qからa uまでに掲げる事項（支配株主その他施行規則で定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) （略）

2 （略）

（決算内容に関する補足説明資料の公平な提供）

第458条 上場会社は、第404条の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めなければならない。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 財務諸表等規則 規程第2条第1号に規定する財務諸表等規則をいう。 (10)～(17) (略) <u>(17)の2 その他の関係会社 規程第2条第4号に規定するその他の関係会社をいう。</u> (18)～(30) (略) 3 (略) (有価証券新規上場申請書の添付書類) 第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 (1)～(26) (略) (27) 支配株主又はその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、第411条に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又はその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。） 2・3 (略) (開示を要する決定事実に係る書類の提出) 第415条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合	(定義) 第2条 (略) 2 この施行規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) 財務諸表等規則 規程第2条第3号に規定する財務諸表等規則をいう。 (10)～(17) (略) (新設) (18)～(30) (略) 3 (略) (有価証券新規上場申請書の添付書類) 第204条 新規上場申請者が内国会社である場合の規程第204条第2項本文に規定する施行規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 (1)～(26) (略) (27) 支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、第411条に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する</u>その他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。） 2・3 (略) (開示を要する決定事実に係る書類の提出) 第415条 上場会社は、規程第402条第1号に掲げる事項のうち次の各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあつては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行った場合

には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 規程第402条第1号a aに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第434条の2第3項各号に掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(14)～(18) (略)

(MBO等に係る遵守事項の取扱い)

第434条の2 規程第444条第1項本文及びただし書に規定する施行規則で定める者とは、同項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付けの公開買付者又は同項第3号に掲げる事項に関連する支配株主、その他の関係会社及び第3項各号に掲げる者からの独立性並びに当該公開買付け又は当該事項の成否からの独立性を有する社外取締役又は社外監査役その他のこれらの独立性を有する者をいう。

2 規程第444条第1項に規定する意見には、次の各号に掲げる事項に関する検討の内容、判断及びその根拠を含めるものとする。

(1) 取引の是非

規程第444条第1項第1号若しくは第2号に掲げる公開買付け又は同項第3号に掲げる事項が、上場会社の企業価値向上に資するかどうか

(2) 取引条件の公正性

には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、規程第2編第4章第2節の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1)～(12) (略)

(13) 規程第402条第1号a aに掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは第435条に定める者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

ただし、上場外国会社である場合には、提出を要しないものとする。

(14)～(18) (略)

(新設)

<u>買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類 その他の取引の条件が公正なものとなっているか どうか</u> <u>(3) 手続きの公正性</u> <u>取引条件の公正さを担保するための手続が十分に 講じられているかどうか</u> <u>3 規程第444条第1項第2号及び第3号に規定する施行 規則で定める者とは、次の各号に掲げる者をいう。</u> <u>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場 会社及びその子会社等を除く。）</u> <u>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</u> <u>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除 く。）の近親者</u> <u>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除 く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己 の計算において所有している会社等及び当該会社等 の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除 く。）</u> <u>(5) 上場会社のその他の関係会社の親会社</u> <u>(6) 上場会社のその他の関係会社の子会社</u>	
<u>（支配株主との重要な取引等に関する遵守事項の取扱 い）</u> 第435条 規程第445条に規定する施行規則で定める者と は、<u>前条第3項第1号から第4号までに掲げる者をい う。</u> （削る） （削る） （削る） （削る）	<u>（支配株主との重要な取引等に関する遵守事項の取扱 い）</u> 第435条 規程第445条に規定する施行規則で定める者と は、<u>次の各号に掲げる者をいう。</u> <u>(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場 会社及びその子会社等を除く。）</u> <u>(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者</u> <u>(3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除 く。）の近親者</u> <u>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除 く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己 の計算において所有している会社等及び当該会社等 の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除 く。）</u>
<u>（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）</u> 第601条 （略） 2～4 （略）	<u>（上場内国会社の上場廃止基準の取扱い）</u> 第601条 （略） 2～4 （略）

5 規程第601条第5号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 規程第601条第5号に規定する3年以内とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日<u>の翌日から起算して</u>3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)をいうものとする。 (7)・(8) (略) 6～8 (略) 9 規程第601条第10号bに規定する宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が規程第603条第3項の申請を行うことができる期限は、規程第601条第10号bに規定する新規上場に係る基準、<u>新株券等の上場に係る基準又は市場区分の変更に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた日の翌日から起算して</u>1年を経過する日までをいうものとする。 10～16 (略) (監理銘柄の指定の取扱い) 第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。 (1) (略) (2) 規程第601条第1号又は規程第602条第1項第1号若しくは第2項第1号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合であって、規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に定める基準に適合するかどうかの審査を行っているとき又は<u>規程第307条に定める市場区分の変更予備申請を行</u>	5 規程第601条第5号に規定する不適当な合併等の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 規程第601条第5号に規定する3年以内とは、上場会社が同号a又はbに掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日<u>から</u>3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)をいうものとする。 (7)・(8) (略) 6～8 (略) 9 規程第601条第10号bに規定する宣誓書において宣誓した事項について違反を行った場合の取扱いは次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が規程第603条第3項の申請を行うことができる期限は、規程第601条第10号bに規定する新規上場に係る基準に適合していなかったと当取引所が認めた日<u>から</u>1年を経過する日までをいうものとする。 10～16 (略) (監理銘柄の指定の取扱い) 第604条 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。 (1) (略) (2) 規程第601条第1号又は規程第602条第1項第1号若しくは第2項第1号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合であって、<u>第501条第7項及び第8項(第502条第5項及び第6項による場合を含む。)</u>に定める改善期間の最終日までに規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に
--	--

<u>い、規程第308条に定める基準に適合する見込みがあるかどうかの審査を行っているとき</u> (3)～(15) (略) (16) 猶予期間の最終日までに、<u>第601条第9項第2号</u>に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該最終日までに規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に定める基準に適合するかどうかの審査を行っているとき (17)～(28) (略) 2～4 (略) 付 則 この改正規定は、令和7年7月22日から施行する。	定める基準に適合するかどうかの審査を行っているとき (3)～(15) (略) (16) 猶予期間の最終日までに、<u>同項第2号</u>に定める基準に適合することが確認できない場合であって、当該最終日までに規程第306条に定める市場区分の変更申請を行い、規程第308条に定める基準に適合するかどうかの審査を行っているとき (17)～(28) (略) 2～4 (略)
---	---